令和２年８月13日

介護保険事業所　各位

高知市介護保険課

社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に基づく，社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮について，下記のとおり通知します。

　各事業所においては，法の趣旨を理解するともに，個々の様々な場面で，障害者の権利利益を侵害することとならないよう，社会的障壁の除去の実施について，必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をするように努めてください。

記

１　事業者の責務（法第８条）

　　・事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な

差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

・事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

２　合理的な配慮の具体例等

(1)　物理的環境への配慮

ア 段差がある場合に，車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする，携帯スロー

プを渡す等すること。

イ 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡したり，パンフレット等の位置を分かりやすく伝えること。

ウ 目的の場所までの案内の際に，障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり，前後・左右・距離の位置取りについて，障害者の希望を聞いたりすること。

エ 障害の特性により，頻繁に離席の必要がある場合に，会場の座席位置を出入口付

近にすること。

オ 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際，別室の確保が困難であったことから，当該障害者に事情を説明し，長椅子を移動させるなどして臨時の休憩スペースを設けること。

カ 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し，職員が書類を押さえたり，バインダー等の固定器具を提供したりすること。

キ　災害や事故が発生した際，館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し，電光掲示板，手書きのボード等を用いて，分かりやすく案内し，誘導を図ること。

(2)　意思疎通の配慮

ア 手話，筆談，読み上げ，点字，拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。また，見分けやすい配色やコントラストに配慮すること。

イ　資料等について，点字，拡大文字等で作成する際に，各々の媒体等でページ番号等が異なり得ることに留意して使用すること。

ウ　資料等を送付する際に，読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供すること。

エ 意思疎通が不得意な障害者に対し，絵カード等を活用して意思を確認すること。

オ 駐車場等で通常，口頭で行う案内を，紙にメモをして渡すこと。

カ 書類記入の依頼時に，記入方法等を本人の目の前で示したり，分かりやすい言葉で説明するとともに，本人の依頼がある場合には代読や代筆といった配慮を行うこと。

キ 比喩表現等が苦手な障害者に対し，比喩や暗喩，二重否定表現等を用いずに具体

的に説明すること。

ク ゆっくり，丁寧に，繰り返し説明し，内容が理解されたことを確認しながら応対すること。また，なじみのない外来語は避ける，漢数字は用いない，時刻は24 時間表記ではなく午前・午後で表記する等の配慮を念頭に置いたメモを，必要に応じて適時に渡すこと。

ケ　資料を見ながら説明を聞くことが困難な障害者に対し，ゆっくり，丁寧な進行を心かげる等の配慮を行うこと。

コ　職員等が障害の特性に合ったサポートを行う等，可能の範囲での配慮を行うこと。

(3)　合理的配慮と考えられる具体例（その他の配慮）

ア　順番を待つことが苦手な障害者に対し，周囲の人の理解を得た上で，手続順を入

れ替えること。

イ　立って列に並んで順番を待っている場合に，周囲の人の理解を得た上で，当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意すること。

ウ スクリーン，手話通訳者，板書等がよく見えるように，スクリーン等に近い席を確

保すること。

エ 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更すること。

オ 障害者等用駐車場がない場合や障害者の来庁が多数見込まれる場合に，通常，障害者等用とされていない駐車区画を臨時的に障害者等用の区画に変更すること。

カ 他人との接触，多人数の中にいることによる緊張により，発作等がある場合，当該障害者に説明の上，障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備すること。

キ 非公表又は未公表情報を扱う会議等において，情報管理に係る担保が得られることを前提に，障害のある委員の理解を援助する者の同席を認めること。

以上